

指名停止措置業者（物品・役務）

業者名	指名停止期間	指名停止等理由	事実の概要
新明和工業（株）	R7.10.8～R8.4.21	「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反）に該当するため。	極東開発工業（株）と新明和工業（株）は、共同して特定特装車製品の販売価格を引き上げる旨を合意し、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規程に反する行為を行ったため、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
（株）トーニチコンサルタント	R8.1.28～R8.5.11	「八代市競争入札参加資格者指名停止等措置要領」別表第2第5号（独占禁止法違反行為）に該当するため。	（株）トーニチコンサルタントと日本交通技術（株）は、特定跨線橋点検等業務の入札において、遅くとも令和3年2月19日以降、独占禁止法3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行ったとして、公正取引委員会から、令和7年12月19日に排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。なお、（株）トーニチコンサルタントは、課徴金減免制度の適用を受けている。